

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月22日（火）第3173号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定（2件）（地域医療整備課取扱い） 1  
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定（2件）（水産振興課取扱い） 2  
○収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 2  
○公共測量の終了（監理課取扱い） 3  
○都市計画火葬場の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 4  
○都市計画道路の変更（都市計画課取扱い） 4  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 4

## 公 告

- 鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表（学事法制課取扱い） 4  
○鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表（学事法制課取扱い） 6  
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 8  
○河川法に基づく米之津川水系河川整備基本方針の公表（河川課取扱い） 8  
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 8  
○競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 9  
○一般競争入札公告（管財課取扱い） 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正（2件）（選挙管理委員会取扱い） 13

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 15

## 告 示

## 鹿児島県告示第1075号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚小米原2208

## 2 認定の有効期限

平成30年12月9日

## 鹿児島県告示第1076号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院

を救急病院として認定した。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地

2 認定の有効期限

平成31年1月15日

**鹿児島県告示第1077号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年12月22日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年11月12日鹿児島県告示第1867号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表長島町平尾区域（出水郡長島町大字平尾の地区）の項を削る。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
長島町平尾区域 (出水郡長島町平尾の地区)	(1) 主としてごち網漁業を営む漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業 (5) 主として棒受網漁業を営む漁業 (6) 主としてはえ縄漁業を営む漁業 (7) 主として機船船びき網漁業を営む漁業及び主として磯建網漁業を営む漁業を併せ営む漁業 (8) (1)から(7)に掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第1078号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年12月22日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表南さつま市久志区域（南さつま市坊津町久志の地区）の項を削る。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
南さつま市久志区域 (南さつま市坊津町久志の地区)	(1) 主として磯建網漁業を営む漁業 (2) 主としてきびなご流網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 雑魚定置漁業及び小型定置漁業 (4) ます網漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第1079号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成27年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(株)南九州物産 本社工場 (霧島市)	同左	MBO育成	平成 27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		TMR生産	27.9	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
新生飼料(株) 鹿児島工場 (霧島市)	同左	アミノメイズ	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		アミノグロース	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		新アミノビーフ	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ハイカロ1号	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
(有)鹿児島油脂工業 (日置市)	同左	混合ポークミール	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
日清丸紅飼料(株) 鹿児島工場 (鹿児島市)	同左	日清丸紅印成鶏用配合飼料MT成鶏170	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料ほ乳期子豚用ホレボレ後期	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料ホレボレ子豚	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料こだから73	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料ビルドプロ30	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ベストグロー	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印肉牛用配合飼料肉牛特号	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		熊畜745	27.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第1080号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、

熊毛支庁長から平成27年9月15日鹿児島県告示第846号で告示した公共測量の実施は、平成27年11月30日終了した旨の通知があった。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第1081号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により始良市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 始良都市計画火葬場
  - (2) 名称 始良市火葬場
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

### 鹿児島県告示第1082号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・74号磯街道線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
鹿児島市祇園之洲町及び吉野町の各一部

### 大隅地域振興局告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年12月22日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アルプス	曾於市末吉町二之方2124番地7	有限会社アルプス企画	曾於市大隅町岩川5952番地6	落 弘信	平成27年10月31日	居宅介護 ・重度訪問介護

## 公 告

### 鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、平成26年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 公文書の開示の請求件数

5,639件

## 2 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	3,829
一部開示	1,643
不開示	42
その他	125
計	5,639

注 その他は、請求の取下げである。

## 3 開示請求者の区分

区 分	件 数
県内	5,257
県外	382
計	5,639

## 4 開示請求の実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	5,551	3,782	1,617	38	114
知事公室	3	0	3	0	0
総務部	228	25	181	6	16
企画部	14	3	7	3	1
環境林務部	75	24	31	6	14
保健福祉部	228	157	39	5	27
商工労働水産部	82	56	19	0	7
農政部	30	25	0	1	4
土木部	84	62	14	3	5
危機管理局	29	2	22	2	3
出納局	2	1	1	0	0
鹿児島地域振興局	838	645	176	8	9
南薩地域振興局	456	314	138	0	4
北薩地域振興局	655	499	146	0	10
始良・伊佐地域振興局	584	435	141	0	8
大隅地域振興局	1,024	775	245	2	2
熊毛支庁	347	239	107	0	1
大島支庁	868	517	346	2	3
工業用水道部	4	3	1	0	0
議会	8	3	5	0	0
教育委員会	55	37	7	4	7
選挙管理委員会	12	5	6	0	1
人事委員会	1	0	1	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	12	2	7	0	3
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	0	0	0	0	0

鹿児島県住宅供給公社	0	0	0	0	0
鹿児島県道路公社	0	0	0	0	0
鹿児島県土地開発公社	0	0	0	0	0
計	5,639	3,829	1,643	42	125

5 不服申立ての件数及びその処理状況  
5件（取下げ1件，処理中4件）

6 県政情報センターの利用状況等

(1) 展示資料の内容及び資料数

区 分	内 容	資料数
郷土資料	県史，市町村史，その他の史料	732
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，事務事業概要書，議案書，議会会議録等	32,829
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等	4,460
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等	11,541
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等	3,093
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等	1,267
一般資料	法規・辞典・年鑑類，地方自治，経済，産業一般，職員研修図書等	2,345
鹿児島島の一般資料	地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等	1,366
計		57,633

(2) 利用状況

区 分	人 数 ・ 冊 数
利用者数	7,887人
貸出者数	454人
貸出冊数	1,112冊

鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第45条の規定により，平成26年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 個人情報取扱事務の登録件数

実 施 機 関	事務登録 総 数	事 務 区 分 及 び 件 数			
		全庁共通 事 務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本 庁	出先機関
知事	1,181	44	272	773	92
知事公室	19	13	0	6	0
総務部	191	16	28	120	27
企画部	32	1	0	31	0
環境林務部	101	2	12	76	11
保健福祉部	340	3	98	219	20
商工労働水産部	139	3	22	103	11
農政部	144	1	45	91	7
土木部	176	4	66	106	0
危機管理局	13	0	1	12	0
出納局	10	1	0	9	0
鹿児島地域振興局	3	0	0	0	3
南薩地域振興局	0	0	0	0	0

北薩地域振興局	1	0	0	0	1
始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	11	0	0	0	11
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	6	1	0	5	0
教育委員会	118	14	40	61	3
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	5	1	0	4	0
公安委員会	4	4	0	0	0
警察本部長	142	13	57	72	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	3	0	0	3	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
計	1,494	77	378	940	99

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現に全ての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみにおいて実施しているものをいう。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

ア 請求件数

122件

イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	14
一部開示	90
不開示	8
その他	10
計	122

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	37	9	24	3	1
総務部	2	0	2	0	0
環境林務部	9	4	4	1	0
保健福祉部	10	1	8	0	1
商工労働水産部	1	0	1	0	0
土木部	1	0	1	0	0
鹿児島地域振興局	5	1	2	2	0
北薩地域振興局	3	0	3	0	0

始良・伊佐地域振興局	1	0	1	0	0
大隅地域振興局	3	1	2	0	0
熊毛支庁	2	2	0	0	0
教育委員会	2	0	1	1	0
人事委員会	3	3	0	0	0
警察本部長	78	2	63	4	9
県立病院事業管理者	2	0	2	0	0
計	122	14	90	8	10

注 請求がなされた実施機関についてのみの記載である。

- (2) 保有個人情報の訂正請求の状況  
実績なし
- (3) 保有個人情報の利用停止請求の状況  
実績なし
- 3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数  
5,331件
- 4 不服申立ての件数及びその処理状況  
6件（却下1件，棄却2件，処理中3件）

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりさつま町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年12月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
宮之城片倉フィラチャー  
薩摩郡さつま町宮之城屋地1495番地1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成27年7月17日
- 3 意見の概要  
なし

河川法に基づく米之津川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、米之津川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
薩摩川内市宮崎町字安国寺3391番1の一部，3392番6の一部，3394番1，3395番，3396番1，3396番2，3397番，3398番，3404番3の一部，3404番4の一部，3404番9の一部，3404番10の一部，3404番12の一部及び3394番1地先里道の一部，字尾曲3512番2及び3512番8並びに字尾下3522番，3523番1，3523番2，3524番1，3524番2，3524番3，3525番及び3524



番1地先里道

- 2 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 薩摩川内市宮崎町字尾曲3512番2の一部並びに字尾下3522番の一部、3523番1の一部、3524番1の一部、3525番の一部及び3524番1地先里道の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
薩摩川内市向田本町17番21号  
川内不動産株式会社  
代表取締役 山口知之

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成28年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類  
鹿児島県庁舎で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
平成27年12月22日から平成28年1月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

- イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。
- .....

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年12月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称  
鹿児島県庁舎で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 13,109,612キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年12月22日から平成28年1月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年2月9日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月10日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3800  
ファックス番号 099-286-5641

#### 13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札に係る契約は、平成28年4月1日に確定する。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building  
(2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2016 through 31 March 2017  
(3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form  
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
12:00 a.m. 9 February 2016  
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Property Management Division  
Treasury Bureau  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県霧島市区第三支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成25年11月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年12月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成24年分）〔政党（政党の支部）〕の部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県霧島市区第三支部）のうち1中

「(1) 収入総額		<u>3,208,804円</u>	
ア 前年繰越額		448,787円	
イ 本年収入額		<u>2,760,017円</u>	を
(2) 支出総額		<u>2,592,039円</u>	
(3) 翌年への繰越額		<u>616,765円</u>	」
「(1) 収入総額		<u>2,948,804円</u>	
ア 前年繰越額		448,787円	
イ 本年収入額		<u>2,500,017円</u>	に、
(2) 支出総額		<u>2,592,039円</u>	
(3) 翌年への繰越額		<u>356,765円</u>	」

同政治団体の名称（自由民主党鹿児島県霧島市区第三支部）のうち2中

「(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	（金額・人数）	60,000円	
イ 寄附		<u>2,700,000円</u>	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	（内訳別掲）	<u>2,700,000円</u>	を
b 法人その他の団体からの寄附		<u>2,700,000円</u>	
カ その他の収入		17円	
一件十万円未満のもの		17円	
合計		<u>2,760,017円</u>	」
「(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	（金額・人数）	60,000円	
イ 寄附		<u>2,440,000円</u>	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	（内訳別掲）	<u>2,440,000円</u>	に、
b 法人その他の団体からの寄附		<u>2,440,000円</u>	
カ その他の収入		17円	
一件十万円未満のもの		17円	
合計		<u>2,500,017円</u>	」
「三省堂	<u>260,000円</u>	福岡県福岡市	
その他	10,000円		を
小計	2,700,000円		」
「その他	10,000円		に改め
小計	<u>2,440,000円</u>		」

る。

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鹿児島県霧島市区第三支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成26年11月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年12月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成25年分）〔政党（政党の支部）〕の部政治団体の名称（自由民主党鹿児島県霧島市区第三支部）のうち1中

「(1) 収入総額		<u>3,477,789円</u>	
ア 前年繰越額		<u>616,765円</u>	
イ 本年収入額		<u>2,861,024円</u>	を
(2) 支出総額		<u>2,649,884円</u>	
(3) 翌年への繰越額		<u>827,905円</u>	」
「(1) 収入総額		<u>2,817,789円</u>	
ア 前年繰越額		<u>356,765円</u>	
イ 本年収入額		<u>2,461,024円</u>	に、
(2) 支出総額		<u>2,649,884円</u>	
(3) 翌年への繰越額		<u>167,905円</u>	」

同政治団体の名称（自由民主党鹿児島県霧島市区第三支部）のうち2中

「(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	（金額・人数）	11,000円	
イ 寄附		<u>2,850,000円</u>	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	（内訳別掲）	<u>2,850,000円</u>	を
b 法人その他の団体からの寄附		<u>2,850,000円</u>	
カ その他の収入		24円	
一件十万円未満のもの		24円	
合計		<u>2,861,024円</u>	」
「(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費	（金額・人数）	11,000円	
イ 寄附		<u>2,450,000円</u>	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	（内訳別掲）	<u>2,450,000円</u>	に、
b 法人その他の団体からの寄附		<u>2,450,000円</u>	
カ その他の収入		24円	
一件十万円未満のもの		24円	
合計		<u>2,461,024円</u>	」
「三省堂	<u>400,000円</u>	福岡県福岡市	
鎌田建設	<u>120,000円</u>	霧島市	を
その他	30,000円		
小計	<u>2,850,000円</u>		」
「鎌田建設	120,000円	霧島市	
その他	30,000円		に改め
小計	<u>2,450,000円</u>		」

る。

## 鹿児島県公安委員会告示第131号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年12月22日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRモンキーターン 神速の勝利者MB	株式会社ソフィア	5P1229
ぱちんこ遊技機	CR 地獄少女 式 きくりの地獄祭りFPA	株式会社藤商事	5P1166
ぱちんこ遊技機	CRデジハネあしたのジョーSWJ	サミー株式会社	5P1183
ぱちんこ遊技機	CR真北斗無双FWN	サミー株式会社	5P1231
ぱちんこ遊技機	CREヴァンゲリヲン10Y	株式会社三共	5P1251
ぱちんこ遊技機	CR AJAWS9AV1	株式会社平和	5P1179
ぱちんこ遊技機	CR JAWSH1AY2	株式会社平和	5P1220